

# 長野市市税条例及び長野市都市計画税 条例の一部改正について

財政部 市民税課・資産税課

# 個人住民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告書の提出義務の拡大【個人市民税】

所得税における扶養親族等申告書の提出が不要な場合であっても、個人住民税において必要な情報が得られるよう、扶養親族等申告書の提出義務の範囲を拡大する。

## 【改正の概要】

○個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲は、**所得税において源泉徴収の対象(課税対象)となる公的年金等を有する者等**とされている。

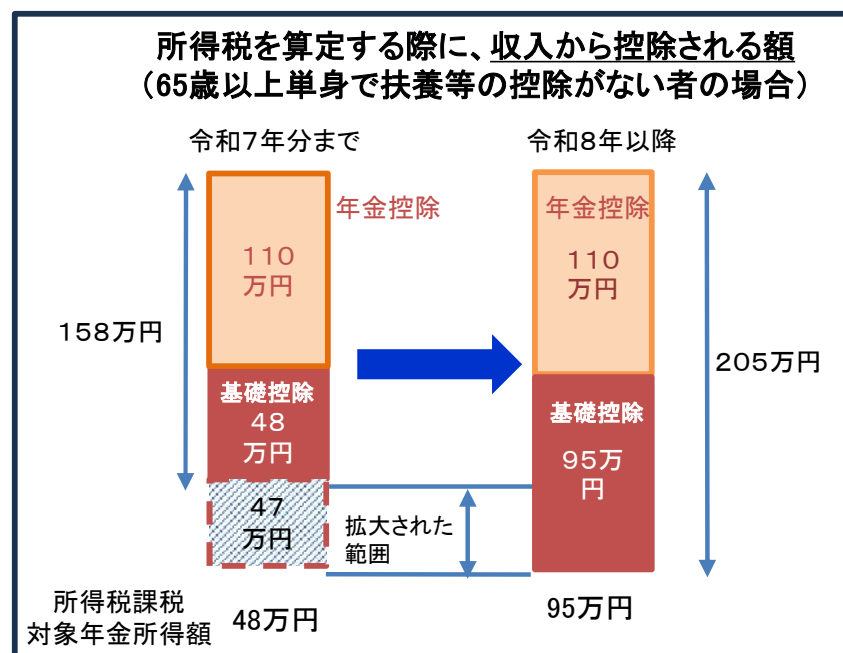
○令和7年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、**所得税の基礎控除が引き上げられ**、所得税において**源泉徴収不要な(非課税対象の)公的年金等に係る所得の範囲が拡大した**(個人住民税の基礎控除(43万円)は変更なし)。

○個人住民税の賦課決定に必要な情報が得られない場合が生じる。



所得税において源泉徴収を要しない公的年金等の支払いを受ける者について提出義務の範囲を拡大する。

【施行日】 令和9年1月1日



## 住宅借入金等特別税額控除の見直しの対応【個人住民税】

所得税の住宅ローン控除の適用期限の延長に伴い、所得税から控除しきれない額がある者に係る個人住民税の住宅ローン控除について、適用期限を5年延長する。

### 【改正の概要】

|      | 現行       | 改正後      |
|------|----------|----------|
| 居住年  | 令和7年まで   | 令和12年まで  |
| 適用期限 | 令和20年度まで | 令和25年度まで |

※所得税の課税総所得金額等の5%に相当する金額(最高9.75万)の範囲内で翌年度分の個人住民税から控除する。

※減収額は全額国費で補填

【施行日】 令和9年1月1日

## 暗号資産取引に係る課税の見直し【個人市民税】

暗号資産取引を他の多くの金融商品と同様の分離課税とすることで、暗号資産を含めた多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するため、特定暗号資産を譲渡した場合の所得については、当分の間、申告分離課税(他の所得と区分)を導入する。

### 【改正の概要】

暗号資産取引に係る所得

| 現行                      | 改正後                             |
|-------------------------|---------------------------------|
| 総合課税<br>他の所得と合わせて10%の課税 | 分離課税<br>他の所得と区分して5%(市3%・県2%)の課税 |

【施行日】 金融商品取引法及び資産決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

## 固定資産税の免税点の改正

### 【改正の概要】

前回(平成3年)見直しからの物価指数等の上昇を踏まえ、固定資産税(都市計画税含む)の免税点の見直しを行うもの

### 【改正の内容】

|      | 現 行   | 改正後                 |
|------|-------|---------------------|
| 家 屋  | 20万円  | <u>30万円</u>         |
| 償却資産 | 150万円 | <u>180万円</u>        |
| 土 地  | 30万円  | 30万円 ※地価の下落を踏まえ据え置き |

【施 行 日】 令和 9年 4月 1日

## 地方拠点強化税制の適用期間延長

### 【改正の概要】

企業の地方移転等を促進するとともに、地方における雇用創出等を図る企業拠点の強化を促進するため、地域再生法に基づく、固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用期間の延長を図るもの

- 移転型 : 東京23区から本社機能を地方へ移転 [課税免除 : 3年間]
- 拡充型 : 東京23区以外から本社機能を移転、又は既存事業者が本社機能を拡充  
[不均一課税 (95/100 減税) : 3年間]

【改正の内容】 適用期限の2年間延長(令和10年3月31日まで)

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴うもの

【施 行 日】 公布の日から施行

# バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る税額の減額措置の拡充

## 【改正の概要】

不特定多数の高齢者、障害者等が利用する施設のバリアフリー化を促進するため、固定資産税・都市計画税の減額措置について、特別特定建築物<sup>※</sup> 全般を対象とするなど拡充を行うもの

## 【改正の内容】

|       | 現 行                               | 改正後                                           |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------------------------|
| 対象建築物 | 特別特定建築物（劇場・音楽堂等に限る）               | 特別特定建築物 <b>全般</b>                             |
| 対象基準等 | 建物の全体を建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修 | <u>建物の一部分を建築物移動等円滑化基準</u> に適合させるバリアフリー改修      |
| 対象工事費 | 1年度分の工事費                          | <b>複数年度分</b> の工事費                             |
| 減 額 率 | 1/3<br>減税額はバリアフリー工事費の5%を上限        | <b>1/3</b> ※国の示した割合を参酌<br>減税額はバリアフリー工事費の5%を上限 |

※ 特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要な施設（劇場、音楽堂、特別支援学校、保健所、老人ホーム、福祉ホームなど）

【施 行 日】 公布の日から施行

# 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例割合の改正

## 【改正の概要】

再生可能エネルギー発電設備の導入初期負担の軽減を図り、普及促進につなげるため、当該設備に係る固定資産税(償却資産)の課税標準の特例措置について、特例割合を改正するもの

## 【改正の内容】

|           | 現行の特例割合                                                                                          | 改正後の特例割合                                                                                                             |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 太陽光発電設備   | ペロブスカイト太陽電池を使用した設備<br>又は、認定地域脱炭素化促進事業計画により取得した設備<br>・出力 1,000 KW以上 … 3/4<br>・出力 1,000 KW未満 … 2/3 | ペロブスカイト太陽電池を使用した設備<br><u>1/2</u>  |
| 風力発電設備    | ・出力 20 KW以上 … 2/3<br>・出力 20 KW未満 … 3/4                                                           | 温対法・農山漁村再エネ法による設備<br><u>2/3</u>                                                                                      |
| 水力発電設備    | ・出力 5,000 KW以上 … 3/4<br>・出力 5,000 KW未満 … 1/2                                                     | 変更なし<br><br>バイオマス発電設備 10,000 KW以上は対象外                                                                                |
| 地熱発電設備    | ・出力 1,000 KW以上 … 1/2<br>・出力 1,000 KW未満 … 2/3                                                     |                                                                                                                      |
| バイオマス発電設備 | ・出力 10,000 KW未満 … 1/2                                                                            |                                                                                                                      |

※特例割合は、国の示した割合を参酌

【施行日】 公布の日から施行